

各 位

会 社 名 大 和 自 動 車 交 通 株 式 会 社 代 表 者 名 代表取締役社長 大 塚 - 基 (コード番号 9082 東証スタンダード)

問 合 せ 先 常務取締役常務執行役員 総務部長 岩 﨑 孝 雄

(TEL. 03-6567-7162)

## 業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会(以下「本取締役会」という。)において、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象とした、2016年度より導入済の株式報酬制度(以下「本制度」という。)の継続を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本制度の概要につきましては、2016年5月16日付「取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

## 1. 本制度の継続

## (1) 本制度の継続手続

当社は、2016年度より本制度を導入しておりますが、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日までの3事業年度を対象期間として本制度を継続するため、当社が委託者となって2016年8月に設定した役員報酬BIP信託(以下「本信託」という。)の信託期間を3年間延長することといたしました。本信託の継続に伴い継続後の対象期間に必要となる当社株式の追加取得および取得に必要な株式取得資金の拠出額等については、決定次第改めてお知らせいたします。

## (2) 信託契約の内容 (継続後)

① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

② 信託の目的 取締役に対するインセンティブの付与

③ 委託者 当社

④ 受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

⑤ 受益者 取締役のうち受益者要件を満たす者

⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)

⑦ 信託期間延長の合意時期 2025年8月(予定)

⑧ 信託の期間 2016年8月22日~2025年8月31日

(2025年8月の信託契約の変更により2028年8月31日まで

延長予定)

⑨ 議決権 行使しないものといたします。

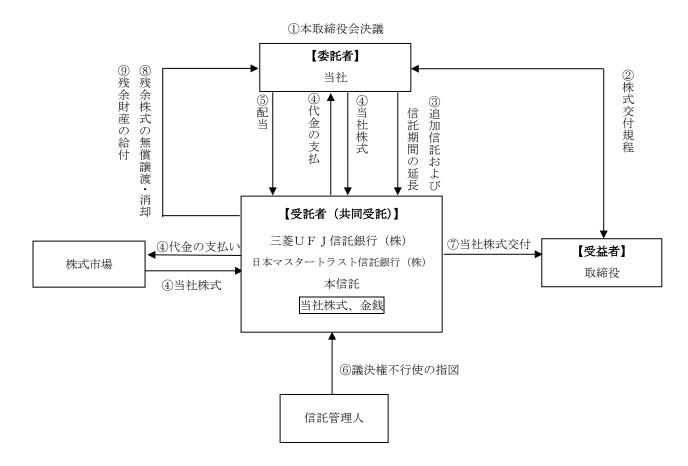
⑩ 取得株式の種類 当社普通株式

① 追加信託金の額 未定② 株式の取得方法 未定③ 帰属権利者 当社

④ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株

式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

(注) 信託期間の延長に際し、当社、受託者および信託管理人との間で信託期間の延長に関する合意書を締結します。当社は、同合意書の締結後、2016年6月29日に開催された第109期定時株主総会(以下「2016年株主総会」という。)で承認を受けた信託金の上限および取得株式数の上限の範囲内で追加信託を行います。



- ① 当社は、本制度の継続を本取締役会にて決議しております。
- ② 当社は、役員報酬に係る株式交付規程を制定済です。
- ③ 当社は、2016年株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分) または株式市場から取得します。なお、本信託が取得する株式数は、2016年株主総会の承認決議の範囲内 とします。
- ⑤ 本信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度および役位に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役に付与されたポイントに相当する当社株式が退任時に交付されます。
- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により 消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注)受益者要件を充足する取締役への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。